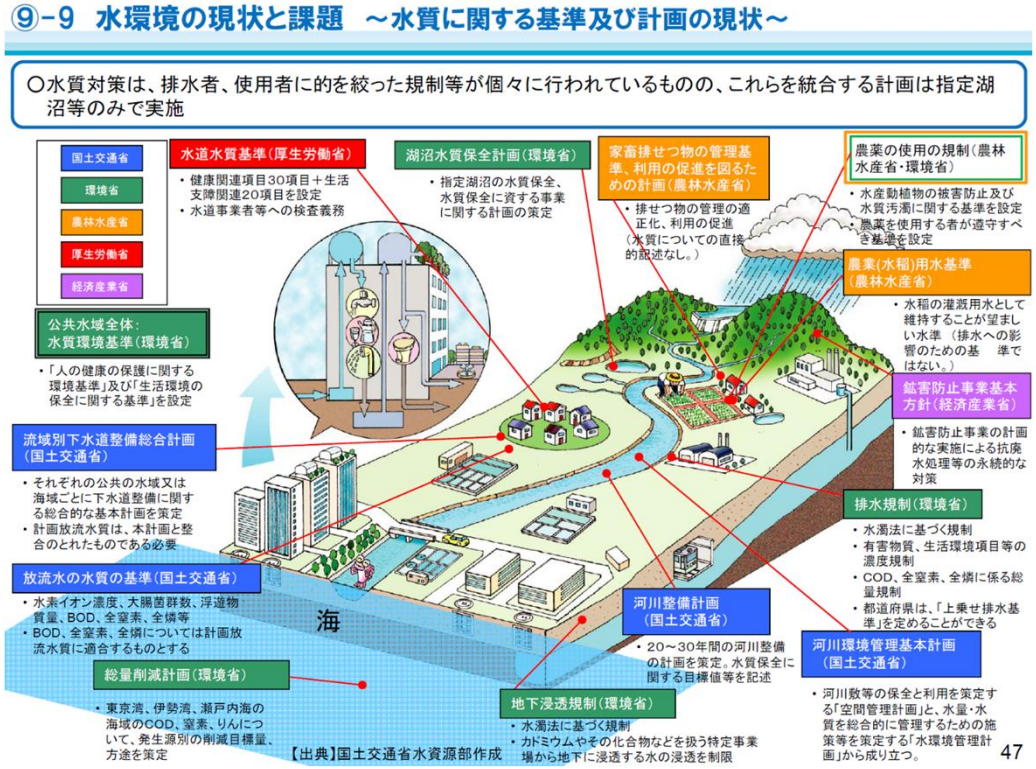
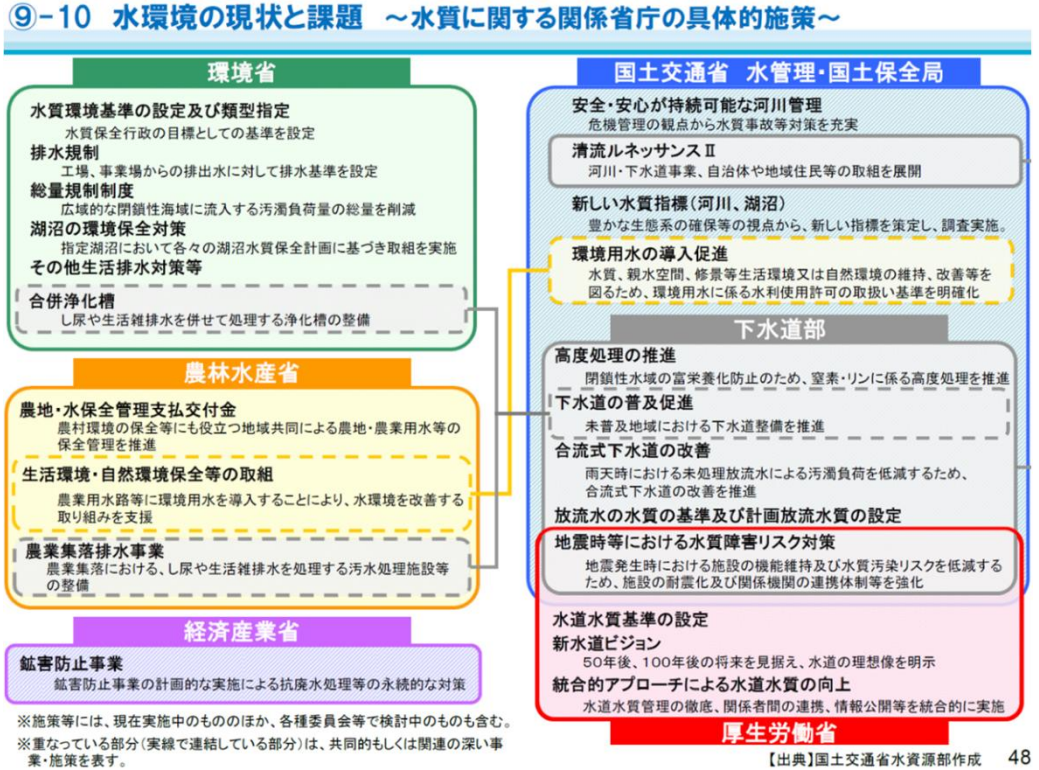
資料３

論点5 「他部局が策定している関連計画との関係の整理」について

1 .検討の背景

○流総計画以外にも、**総量削減計画（環境部局）をはじめとする水環境保全に関わる計画は複数存在している。**
○これらの計画は、それぞれ**視点が異なる**ことから、**計画内容や目標設定等に違いが生じる場合がある。**
○なお、第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくりに資する『総合的な水環境管理』を目指す取組等を実施することとしていることを踏まえ、良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について意見を求めるため設置された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会の審議の動向にも注目する必要がある。





出典）国土審議会水資源開発分科会調査企画部会H25.12.13

図.水質に関する関係省庁の基準と計画、施策

２.検討事項

【検討事項】

● 人口減少等の近年の動向を反映した流総計画の見直しに当たり、水環境保全に関する各種計画との調整方法について整理する。

【検討の論点】

● 論点① 流総計画とそれに関連する各種計画との関係と役割分担

● 論点② 流総計画策定時における各種計画との調整事項とその方法

【検討の進め方（案）】

（１）流総計画とそれに関連する各種計画の内容（計画期間、対象流域、策定主体、計画の対象等）と流総計画策定の近年の動向を整理する。

（２）流総計画策定時における各種計画との調整事項、その方法を整理する。

３.整理：流総計画とそれに関連する各種計画の内容

	流総計画	総量削減計画	湖沼水質保全計画
根拠法令	下水道法第2条の2	水質汚濁防止法 第4条の2、第4条の3	湖沼水質保全特別措置法
目標	水質環境基準の達成・維持するために流域全体で効率的かつ計画的に下水道整備を進める	閉鎖性海域において、COD・全窒素・全燐の汚濁負荷量を計画的に削減し、水質環境基準の達成や水環境の改善を図る	湖沼の水質汚濁を防止し、水質環境基準の確保を図るため、湖沼ごとの特性に応じた総合的な水質保全対策を計画的に推進する
計画期間	20～30年	概ね5年	5～10年
対象水域	水質環境基準が定められた河川その他の公共用水域・海域 （その水質汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるもの）	指定水域 （東京湾、伊勢湾、 瀬戸内海）	指定湖沼
策定主体	下水道部局（都道府県）	環境部局（都府県）	環境部局（都道府県）
計画の対象	下水道の整備・処理	下水道も含めた対象水域に係るCOD・全窒素・全燐の汚濁負荷量	下水道も含めた対象水域に係るCODその他項目で指定湖沼ごとに政令で定めるものの汚濁負荷量

※都道府県構想は論点11、栄養塩類管理計画については、論点9で整理する

3.整理：総量削減計画における総量規制基準と流総計画策定の近年の動向

●各総量削減計画の総量規制基準の中には、建設年度が新しい施設ほど基準が厳しく、既存施設の改築・更新時に、現状より総量規制基準が厳しくなる水域もある。

※水質汚濁防止法に基づくの規定により、COD、T-N、T-Pに係る総量規制基準であり、指定水域では、適用地域、適用する工場または事業場の区分毎に定められている。

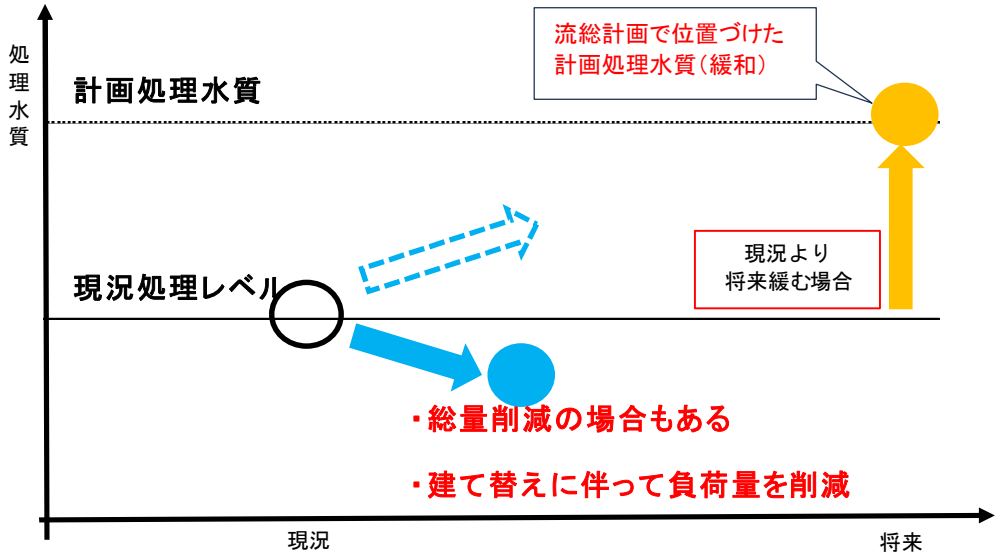
$L = C \times Q \times 10^{-3}$　L：汚濁負荷量kg/日、C：排水濃度mg/L、Q:特定排水量m^3/日

●近年の流総計画では、人口減少等により汚濁負荷量が減少傾向であることから、下水処理場における計画処理水質の緩和を位置づける計画が策定されつつある。（例：大阪湾流域別下水道整備総合計画R7.7大阪府など）。これにより、「一度高度処理レベルを計画した下水処理場においても、二次処理レベルへの転換を位置づける」計画が策定されている場合もある。なお、この二次処理レベルへの転換が可能な下水処理場には、既に高度処理が実施されている施設も含まれている。

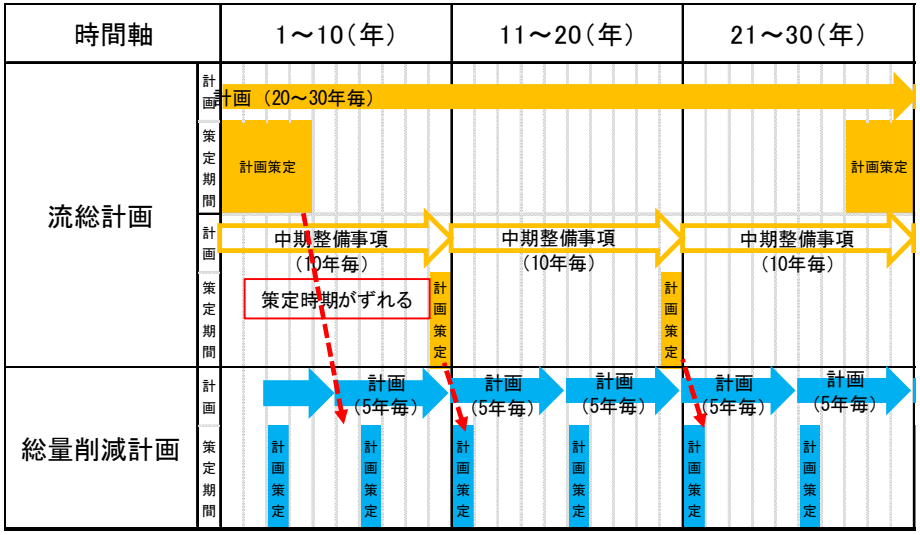
4.検討：下水処理場における計画処理水質の緩和に向けた調整

- 各総量削減計画の総量規制基準の中には、建設年度が新しい施設ほど基準規制が厳しく、既存施設の改築、更新時に、現状より総量規制基準が厳しくなる水域もある。
- 一方で、近年の流総計画では、人口減少等により汚濁負荷量が減少傾向であることから、下水処理場における計画処理水質の緩和を位置づける計画が策定されつつある。
- 上記より、既存施設の改築・更新時には、関連計画での基準や、流総計画と関連計画との見直し時期が異なっていることにより、下水処理場における計画処理水質の見直しが困難な場合があることから、関係する都道府県の関係部局内において、調整の機会が必要な場合がある。

計画処理水質と総量規制基準との関係（イメージ）



計画策定のタイミングの違い（イメージ）



５.本検討会でご確認いただきたい事項

【確認事項】

● ４.検討：下水処理場における計画処理水質の緩和に向けた調整（7ページ）の調整事項以外に、現状、反映が必要な事項、留意が必要な事項があれば、ご意見をお願いいたします。